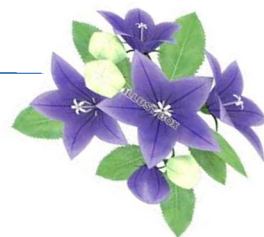




移転のお知らせ



去る7月7日にお陰様で飯舘村商工会館を開所することが出来ました。
飯野町の臨時事務所は7月29日(金)をもって閉鎖致します。

☆連絡先かわります☆

飯舘村商工会

TEL:0244-26-7957

FAX:0244-26-7958



○東京電力(株)の相談窓口の変更について

7月28日(木)まで・・・場所 商工会臨時事務所(飯野町)

日時 毎週火曜・木曜 午前9時～正午

8月3日(水)から・・・場所 飯舘村商工会館(草野)

日時 毎週水曜・金曜 午前9時30分～正午

平成27年度補正予算「ものづくり・商業・サービス新展開支援補助金」 (2次公募)のお知らせについて

1. 事業概要

国内外のニーズに対応したサービスやものづくりの新事業を創出するため、認定支援機関と連携して、革新的なサービス開発・試作品開発・生産プロセス改善を行う中小企業・小規模事業者の設備投資等を支援するものです。補助事業実施期間は、交付決定日(概ね平成28年11月中旬)から平成28年12月31日(土)までです。この期間において、発注、納入、検収、支払等のすべての事業手続きが完了することが必要となります。

2. 公募期間

受付開始：平成28年7月8日(金)

締 切：平成28年8月24日(水) 《当日消印有効》

詳しくは商工会へ
お問い合わせください

○飯舘村勤労者互助会

「会員交流レクレーション事業」を開催しました

勤労者互助会は、未組織（労働組合の組織されていない）事業所に働く労働者の生活や労働福祉の向上を図るために設立され、「共済事業」「レクレーション事業」などの活動をしています。

今回は福利厚生事業の一つとして、平成28年7月10日（日）に郡山市「石筵ふれあい牧場」にてバターづくり体験とバーベキューを楽しんでから、場所を移動して「リゾート・インぼなり」にて日帰り入浴でゆっくり温泉につかって満喫して参りました。当日は会員・会員の家族等含めて約20名の会員の皆様との交流が図れた楽しい一日となりました。



○事務局からのお知らせ

7月1日より一般職員として、中島 里美が着任しましたので、よろしくお願いいたします。

一つ一つ皆様に教わりながら取り組んでいきたいと思えます。
どうぞよろしくお願いいたします。中島里美



平成24年9月より勤務しておりました一般職員 佐藤英里が7月末をもって退職となりました。大変お世話になりました。

産休や育休を頂き、ご迷惑かけることが多かったですが、皆様に温かく接して頂き充実した約4年間でした。飯舘村商工会で学んだ仕事や、何よりお会いできた方々が私の大きな財産となりました。本当にありがとうございました。飯舘村の復興を心から願っております。佐藤英里

○ 福島県原子力被災事業者事業再開等支援補助金第2次公募始まりました。

(平成28年7月8日(金)～8月23日(火))

事業の概要

1 事業の目的

原子力災害により甚大な被害を受けた12市町村内及び12市町村外(県外を含む)において、原子力被災事業者が事業再開や新規投資、販路開拓等の事業展開投資を行う場合において、その事業に要する経費の一部を補助します。

2 補助対象事業

① 12市町村内において事業再開(※)や新規投資、販路開拓等の事業展開投資を行う場合

② 原子力災害後休業していた者で、12市町村外(福島県外を含む)において事業再開(※)を行う場合

※ 原子力災害前の事業とは異なる業種での再開(転業再開)を含む。

3 補助率

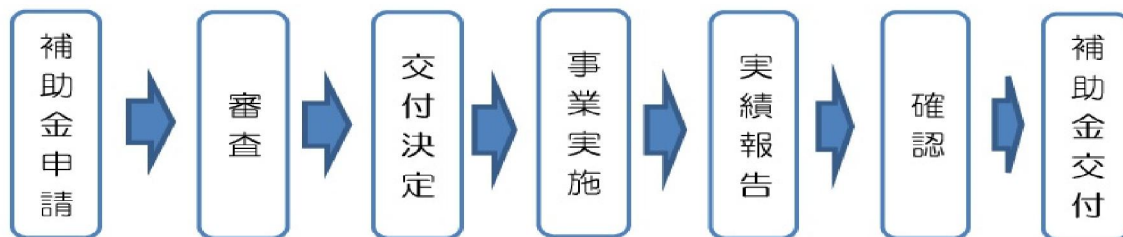
①の場合：3/4

②の場合：1/3

4 公募期間

平成28年7月8日(金)～8月23日(火)(当日消印有効)

5 事務の流れ



※先日(7月11日(月))の説明会にて、事業計画を1次公募の時より詳しくという説明がありました。事業者の皆様、申請書内の事業計画・補助事業の必要性又は効果を詳しく記入よろしくお願いします。

問い合わせ先、飯館村商工会 電話0244-26-7957

又は、福島県事業再開等支援補助金コールセンター電話：024-525-8016

福島県経営金融課 事業再開補助金担当 電話：024-522-7561

福島県経営金融課HP：

<http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/32011b/12shityouson0422.html>

○ 自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金一次公募開始されました。

公募期間：平成28年7月7日(木)～平成28年9月30日(金)

公募受付終了後、概ね2ヶ月以内に採択結果を公表します。

・ 本補助金の概要

【目的】

- 被災者の「働く場」を確保し、今後の自立・帰還を加速させるため、福島県の避難指示区域等を対象に、工場等の新增設を行う企業を支援し、雇用の創出及び産業集積を図る。加えて、住民の帰還や産業の立地を促進するため、商業回復を進める。

・補助対象要件

【補助対象者】

対象地域内（避難指示区域及び避難解除区域）において、下記の対象施設を新增設しようとする民間事業者

【対象施設・設備】

- ① 工場
製造業の用に供される施設
- ② 物流施設
自ら使用するために建設する倉庫、配送センター又は流通に伴う簡易な加工を行う事業場
- ③ 試験研究施設
製造業を営む者が、高度な技術を製品開発に利用するための試験又は研究を行う施設
- ④ コールセンター、データセンターの用に供される施設
コールセンターについてはコールセンター業の用に供される施設、データセンターについては情報サービス業又はインターネット付随サービス業のうちデータセンターの用に供される施設
- ⑤ 店舗
卸売業、小売業、飲食店、持ち帰り・配達飲食サービス業、洗濯・理容・美容・浴場業、その他の生活関連サービス業の用に供される施設
- ⑥ 宿泊施設
宿泊業の用に供される施設のうち、認定復興推進計画その他市町村が策定する計画に沿ったものとして市町村長が作成する「市町村復興計画等確認書」（様式）が申請書に添付され、かつ、第三者委員会が操業後10年以上の経営の継続が見込まれると判断する施設
- ⑦ 社宅
上記①～⑥の施設（既に存在する施設を含む。以下「工場等」という。）に付帯する5戸以上の社宅であって、工場等が立地する市町村に立地する施設（※1、※2）
※1 工場等が避難指示区域に立地する場合、土地が取得できない場合その他やむを得ない事由のある場合は、工場等が立地する市町村以外の補助対象地域に立地することが可能。
※2 ※1の条件を踏まえて第三者委員会が本制度目的のために特に必要と認めるものに限り、補助対象地域外である次の地域（いわき市、相馬市、田村市の一部、南相馬市の一部、川俣町の一部、新地町）に立地することも可能。
- ⑧ 機械設備
上記①～④の施設で行う事業の用に供される機械設備
- ⑨ 認定復興推進計画に基づく施設であり、福島県知事が特に認める施設であって、かつ基金設置法人が認める施設（以下、「知事特認施設」という。）

【対象経費】

工場立地に係る初期投資額（当該事業の用に供するものに限る。）

土地取得費（賃借料は対象外）、建物及び機械設備等の取得費、これらと合わせて実施する付帯工事費

※ 事業の用に供する投下固定資産額が5千万円未満

（⑤店舗・⑥宿泊施設・⑦社宅・⑨知事特認施設は、3千万円未満）

の案件については、補助対象外となります。

【補助率】

避難指示区域及び避難解除区域（避難解除後1年未満）・中小企業3/4～2/3 ・大企業2/3～1/2

【雇用要件について】

投下固定資産額に応じた新規地元雇用を要件とします。

詳しくは、飯舘村商工会へお問い合わせください!!! 電話：0244-26-7957

又は、福島県商工労働部 企業立地課HP:

<http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/32021a/jiritsuhojyokin.html>

福島県商工労働部 企業立地課 企業立地補助金担当 電話：024-521-8523